

住民票作成に関し、「人権配慮の立場から何らかの対応を行う」

＜世田谷区長、12, 9/25 定例記者会見で言明＞

保坂展人世田谷区長は、控訴審判決前の2012年9月25日に行った定例記者会見の中で、住民票を作成していない現状に対し、次のように言及しました。

「児童の人権に配慮すると、一刻も早い事態の解決が必要であるという認識を持っている。」「人権に配慮する立場から、私の判断に基づく何らかの対応を行わなければならないという地点にきていると認識している」。

その後の質疑応答の中で、区長の言う「何らかの対応」とは何かとの記者の質問に、「住民票がないという現実に対してこれを変更することも視野に入れて、何ができるのかという具体策を今検討している」と答えました。

非常にわかりにくい発言ですが、住民票を作る方向で検討しているということのようです。判決後菅原さんが区長と生活文化部長に要請に行ったところ、「記者会見で述べたことを具体化していきたい」と答えたとのこと。部長によれば最高裁判決が出るまでには、ということなので1年近くはかかるかもしれません。

住民票作成を求めた8月7日の会による区長交渉では、反対の姿勢を鮮明にしていた部長でしたが、なぜか態度がからっと変わったようで良かったです。

なお、区長は記者会見の中で出生届に言及し、「両親に対して、親としても児童の人権を考慮して、出生届をもう一度出してくれませんかという促しをしようと思っています」と述べています。この「親としても児童の人権を考慮して」との発言は、菅原さんたちを「子どもの人権を考慮していない親」と非難したに等しいものです。これでは「身勝手な母」と非難する判決と変わりません。わがままから出していないのではなく人権上出すことができないと繰り返して述べてきたことを知っていながらのこの発言ですか、と腹立たしい限りです。

今後、時にアクションを起こしつつ住民票作成を注視したいと思います。

保坂展人世田谷区長 9/25 定例記者会見での発言抜粋
－ 9/27 つくれ住民票控訴審判決を前にして－

挨拶の最後に、明後日に判決が予定されている住民票義務付け訴訟について申し上げます。

明後日27日に、世田谷区に住民票の作成を義務付けることを求めた裁判の控訴審判決が、東京高裁で予定されています。この裁判は婚姻によらず事実婚のご夫婦の間に生まれたお子さんの出生届にですね、当時、非嫡出子と記載されるのは婚外子差別にあたるということで、記載をしないという形での原告の出生届けが受理されず、その結果住民票が作成されていないということで不利益を受けていると、世田谷区に住民表作成義務を求めているという内容です。

4月の東京地裁判決は、住民票作成義務は世田谷区にはないという判決を出しており、私としては、控訴審判決も同様の内容で維持されるものと予想しています。しかしながら一方で、すでに当該児童は7歳、小学校2年生になっていると聞いています。現在及び将来の児童の人権に配慮すると、一刻も早い事態の解決が必要であるという認識を持っています。

先ほど申し上げたように、明後日の判決は一審判決が維持されるものと予想していますが、その判決を経てなお、当該児童の両親が出生届を提出しないということが明白であれば、児童の現在および将来の人権に配慮する立場から、私の判断に基づく何らかの対応を行わなければならないという地点に来ていると認識をしております。関係機関と協議の上、この場合の可能性、方法について担当者に検討を急がせているところです。

いずれにしても、明後日の判決を、司法判断を見守り、区の姿勢をなるべく速やかに明らかにしたいと考えております。

記者会見での質疑応答

質問 「朝日新聞の斉藤と申します。先ほどお話になった児童の人権、住民票のほうの問題なんですけれども、先ほど区長は、私の判断に基づく何らかの対応をしたいと、しなければならないという、その意味が、どういう意味なのかが、ちょっと分かりにくい。つまり出生届が出ていなくても、住民票を与えるという可能性があるのか、その辺もう少し踏み込んでお話しただけないでしょうか。」

答弁 「そうですね、住民票の作成をめぐる争われているわけです。一審判決では、区に義務はないという判決がでているものですね、先ほどの後段のいじめの話ともダブるんですけども、やはり子どもの人権最優先で、考えていかなければいけないということはあるだろうと、いうふうに思います。ですから、言わば世田谷区に法的な面で瑕疵がなかったとしてもですね、これは大局的な見地で、住民票などがなくことによって、これから将来、今もそうかもしれない、将来にわたって不利益が続くとすれば、なるべくそれは早く解消しなければいけない。従って、私の判断で、何らかのその具体策ですね。住民票がないというその現実に対して、これを変更するというのも視野に入れて、

何が出来るのかという具体策をいま検討しているということになります。」

質問 「読売新聞の渡辺です。ただいまの質問に関連してなんですけれども、私の判断でということで、いわゆるこれは法的には職権調査というような形で、特段の事情があるというような根拠で住民票に載せるというお考えなのかということが一つと、関係機関と協議ということは、これはいわゆる国、法務省とか国と協議をするということなんでしょうか。その二点お願いします。」

答弁 「判決がどのような内容になるかまだ分からない時点ですから、判決の内容はさておいて、お答えしたいと思います。仮にですね、一審の判決を維持する内容だったとしても住民票がないという現実は続くわけですね、その後の争いになっていけば。そうするとですね、まずは、両親に対して、親としても当該児童の人権を考慮して、出生届をもう一度出してくれませんかという促しをしようと思っています。ただこれについて、なかなかそれが難しいということが、そもそもそれが争いになっていますから、これが難しいのであれば、その上での対応を考えているということになります。関係機関というのは、国の機関含めてですね、大きな影響のあることなので慎重に進めたいとは思っておりますけれども、ただ当該児童の人権ということに着目して、そういう時期に来ているのではないかという認識を、判決如何、どうなるかわかりませんが、持っているということです。

(上記下線は編集によるもの)